



平成19年度消防庁重点施策

総務課

1 消防防災行政の意義

国民の安心と安全の確保は政府の基本的な責務であるとともに、我が国の経済活性化の基盤である。我が国は、大地震等の大規模災害や大事故・テロ等に揺るがない社会を構築し、引き続き我が国の優位性である安心・安全を維持・向上させていく必要がある。

こうした中、消防の広域化や消防団の充実強化等消防組織の未来を見据えた体制づくりをはじめとし、大規模災害への備え、火災予防対策、地域防災力の強化等、総合的な消防防災対策を積極的に展開する。

2 消防防災行政を取り巻く状況

多様化・大規模化する災害、少子高齢化・女性の社会参加の進展等、消防防災行政を取り巻く状況は、近年大きく変化している。

第一に、消防組織法が改正され、消防の広域化を推進する枠組みが整ったことにより広域化の積極的な推進が求められている。また、消防団の充実強化、国民保護体制の構築等、消防防災対策の根幹となる体制の充実・強化が急務となっている。

第二に、大規模災害発生時における住民の安全確保や迅速な応急対応を行うため、緊急消防援助隊の増強や特別高度救助隊の全国展開等、全国的見地からの災害対応体制の構築が課題となっている。

第三に、増加を続ける住宅火災死者数の半減を目指した取組みをはじめ、自力避難困難者入居施設等における防火対策等、火災予防対策の推進が強く求められている。

第四に、消防防災分野における先端技術を国民の安心・安全に活用するため、国における研究体制の充実・強化が重要となっている。

第五に、ICT (Information and Communication Technology : 情報通信技術) は、日進月歩の発達を続けている。そのため消防庁のオペレーション機能の強化、効果的・効率的な教育訓練の実施等、ICTを積極的に活用した施策展開が求められている。

第六に、大地震や風水害等の自然災害や大事故、テロ等から地域の住民を守ることは安心・安全な社会を構築する上での重要課題である。大規模災害等を着実に克服していくため、地域防災の要である消防団の充実・強化等、地域防災力の強化に向けた一層の取組みが必要となっている。

第七に、高齢化・独居化の進展や住民意識の変化により救急需要が急増しており、これへの対応が喫緊の課題となっている。また、救急業務について更なる高度化が求められている。

第八に、海外では大規模災害が頻発しており、我が国の高度な防災技術・救助技術を海外の防災・減災に役立てる、国際協力や国際貢献の推進が強く求められている。

このため、以下の事項を重点的に実施する。

3 重点的に推進すべき事項

I 消防組織の体制強化

1. 消防の広域化の積極的推進

消防組織法及び市町村の消防の広域化に関する基本指針に基づき、管轄人口30万以上の規模を一つの目標として、消防の広域化を積極的に推進する。

このため、消防庁長官を本部長とする消防広域化推進本部の下で、平成19年度中における全都道府県の推進計画策定の促進・支援、広域化推進アドバイザーの派遣による助言・指導、広域化に係る諸課題に関する相談体制の確保、広報及び普及啓発活動、財政措置その他の必要な援助等を行う。

2. 消防救急無線のデジタル化及び広域化・共同化の推進

消防の広域的活動に対応するため、「消防救急無線のデジタル化及び広域化・共同化に係る整備計画」の策定を促進し、指令業務の広域化等に積極的に取り組むとともに、消防救急無線機器の仕様の共通化を図り、広域的通信基盤の整備を促進する。



3. 国民保護体制の充実・強化

地方公共団体の国民保護計画等の整備の促進、国と地方公共団体共同の訓練、啓発資料の作成・配布、国民保護ブロック会議の開催等により、地方公共団体における国民保護体制の充実・強化を推進する。

4. 消防団充実・強化のための施策の積極的推進

日本消防協会、経済団体及び都道府県等との連携、国民全体の理解の向上に資するマスコミを活用した広報等様々な手法を用いた入団促進事業の推進、機能別団員・分団制度の一層の活用、「消防団協力事業所表示制度」の全国展開、消防団員確保に資する施策を展開する団体に対する支援等、団員確保の取組みを強化する。

5. 女性消防職団員の活動環境・職場環境整備に向けた取組み

女性消防職団員の職場環境や活動環境の現状等に関する実態調査を行い、環境整備を促進する。また、女性消防職団員の活動について積極的なPRを推進する。

II 大規模災害に対する備えの強化

1. 緊急消防援助隊の増強

緊急消防援助隊に関する基本計画の変更を受け、登録部隊数を3,000隊から、平成20年度を目途に4,000隊規模へ増強する(3,397隊：平成18年4月1日現在)。

また、緊急消防援助隊に係る施設・設備等の整備に必要な国庫補助金及び指揮・連携活動能力の向上に資する地域ブロック合同訓練等に係る所要の経費を確保する。

2. 特別高度救助隊の充実・強化

政令市等消防本部における「特別高度救助隊」の配備、中核市規模以上の消防本部における「高度救助隊」の配備を推進する。

3. 大規模災害発生時の救急体制の整備

災害現場における消防と医療の適切な役割分担を検討し、現地消防本部と地域の医療機関との連携体制や災害現場への救急の応援体制等、大規模災害発生時の救急体制の整備についての検討を進める。

4. 防災力強化のための耐震化の促進

耐震化緊急実施計画の策定を促進し、防災対策事業の活用促進、防災拠点の耐震化促進資料の作成・公開により、防災上重要な公共施設等の耐震化を強力に促進する。

III 火災予防対策等の積極的推進

1. 防火対象物における安心・安全の確保

防火対象物の大規模化・高層化や社会的情勢の変化等を踏まえ、防火管理に関する責任体制の明確化、自衛消防力の確保、地震等災害時の対応の明確化等、安全管理や危機対応のあり方について、制度全般の見直しの検討を行う。

また、民間自主保安の促進等により、防火対象物が法令に準拠しているか否かに関する確認体制を充実・強化する。さらに、防火管理の透明性を向上させるため、法令遵守状況を表示する「基準適合マーク」について検証し、活用が図られるよう見直しを行い、入居者及び利用者に対する建物の防火管理状況の開示を促進する。

さらに、違反是正や火災原因調査など高度かつ専門的な予防業務について、消防の広域化による高度化と併せ、予防要員の専門的能力の向上を支援することにより、実施体制を強化する。

また、自力避難困難者入所施設の関係者に対し、消防法令の改正について周知を図るとともに、火気管理の徹底等に関する普及啓発を行う。

2. 住宅火災死者数半減等を目指した総力を挙げた取組み

過去最悪となった住宅火災死者数(1,220人：平成17年)を今後10年間で半減させることを目標とし、既存住宅への住宅用火災警報器の設置の促進、防炎品(カーテン、寝具類、衣類等)の使用拡大に向けた取組みを集中的に実施する。

また、放火火災防止対策戦略プランの普及促進等により、地域における「放火されない環境づくり」を推進する。

3. 大都市圏等における危険物対策の総点検

近年の危険物施設における事故件数の増加傾向、大規模災害発生による甚大な被害への懸念を踏まえ、大都市圏等における危険物施設の安全対策の総点検を行う。



具体的には、昭和52年に安全性が強化される以前の基準で建設された屋外タンクの現行基準への適応（改修）状況や、浮き屋根式タンク等の安全対策の総点検を実施するとともに、「危険物事故防止アクションプラン」にもとづく官民一体となった総合的な事故防止対策を推進する。また、津波・浸水被害に対する大規模危険物施設の安全対策の実験・検証や、長周期地震動等が屋外タンクに及ぼす被害の予測手法、危険物施設の腐食防止・抑制対策について検討を行う。

さらに、バイオマス燃料・燃料電池等の新技術・環境技術に関する安全対策に取り組むとともに、新技術・新素材の導入を促進するため危険物施設に係る技術基準の性能規定化を推進する。

また、石油コンビナート特別防災区域における広域的な防災体制の確立を促進する。

IV 消防防災科学技術の向上

1. 消防防災科学技術研究の推進

産学官の連携により実践的な研究開発を行う。消防防災科学技術研究推進制度に基づく研究資金を充実させ、消防科学技術の高度化を図る。

2. 火災原因調査体制の充実・高度化

火災態様の特異・特殊化に対応するため、火災原因調査に関して、中小規模の消防本部における火災原因調査体制の実態について調査検討を実施し、最新の消防防災科学技術を火災原因調査に適用する基盤を整備する。

3. 消防科学技術の研究開発に関する消防本部との連携強化

消防研究センターと消防本部の研究部門との連携のあり方について早急に検討を行い、両者が連携したより効果的な研究開発を実施する。

V 消防防災分野におけるICTの活用

1. 高度情報技術の活用によるオペレーション機能の強化

各消防本部における消防車両動態システムの標準化を促進し、受援消防本部において応援側消防本部の車両の動態も把握可能とすること等高度化を図り、緊急消防援

助隊等の広域応援時の活動をより効果的にするシステムを構築する。

また、大規模災害時における消防庁と消防本部等との情報共有を一層充実させるための方策について検討する。

2. 携帯電話等からの通報受信体制の確立

携帯電話及びIP電話等からの119番通報が大幅に増加しているため、携帯電話等からの119番通報の発信位置情報が表示できるシステムの導入を推進する。

3. ICTを用いた効果的な人材育成の推進

様々な態様の模擬的災害現場をシミュレートし、消防職員（指揮者）の災害現場における情報収集・整理能力、判断力、指揮命令能力等を養成するシステムを開発、導入する。また、消防大学校における受講生の増大への対応や教育の高度化のため、e-ラーニングによる研修等、ICTを利用した研修プログラムの充実を図る。

VI 消防団の充実と地域防災力の強化

1. 消防団充実・強化のための施策の積極的推進（再掲）

日本消防協会、経済団体及び都道府県等との連携、国民全体の理解の向上に資するマスコミを活用した広報等様々な手法を用いた入団促進事業の推進、機能別団員・分団制度の一層の活用、「消防団協力事業所表示制度」の全国展開、消防団員確保に資する施策を展開する団体に対する支援等、団員確保の取組みを強化する。

2. 地域における防災力の充実・強化

（1）総合的な危機管理体制の構築

地方公共団体の総合的危機管理体制の強化を図るために、地方公共団体の危機管理事案への対処の実態について幅広く調査・分析を行い、危機管理組織のあり方や危機管理分野における人材育成のあり方等について検討する。

（2）自主防災組織の充実・強化

自主防災組織率の向上、自主防災組織の強化のため、市町村レベル及び都道府県レベルでの連絡協議会の体制の充実を図るとともに、防災研修の実施を通じ、自主防災組織の結成促進を図る。また、消防団と自主防災組織との一層の連携を推進する。



(3) 地域安心安全ステーションの全国展開

消防団・婦人（女性）防火クラブ等との連携の促進により、地域安心安全ステーションの充実・強化を促進し、本格的な全国展開に向けた取組みを推進する。

さらに、事業所と連携した地域防災活動の充実・活性化を推進するため、事業所間のネットワークを活かした防災拠点づくりの事例調査を実施する。

3. 災害時要援護者支援対策の推進

高齢者等の災害時要援護者支援のため、地方公共団体における災害時要援護者避難支援プランの策定状況の調査結果を踏まえ、一人ひとりの要援護者に対して複数の支援者を定める等、市町村等における具体的な避難支援プランの策定の促進を行う。また、支援を必要とする外国人への対応も検討する。

4. 震度情報ネットワークの高度化

地方公共団体が設置した全国約2,800箇所の震度計と震度情報ネットワーク機器について、地方公共団体の適切な初動対応や地域住民・企業の防災対応に資するよう、より迅速・確実かつきめ細かに震度情報を把握できるものに高度化する。

5. 災害支援物資の備蓄・供給の調整体制の構築

各地方公共団体が備蓄している物資の内容、数量等を都道府県単位で一元的にデータベース化し、都道府県間の協定を基に、災害支援物資の供給調整を可能とする体制を構築する。

6. 消防防災を担う人材の確保

石油コンビナート災害に対応した訓練の実施、原子力施設における事故等に関する教育訓練の充実、自主防災組織のリーダー等に対する研修等、消防防災を担う高度な人材を確保するための実践的な教育研修を充実・強化する。

7. 防災行政無線等の整備の促進

未整備市町村における防災行政無線の整備を促進し、防災行政無線の普及率（74.6%：平成18年3月31日現在）の向上を図る。

また、地震、津波等の災害対策や国民保護対策のた

め、住民の迅速な避難を促す全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備を推進する。

VII 救急需要対策・救急業務の高度化等に関する総合的な取組み

1. 救急需要対策の推進

急増する救急需要対策として、真に緊急を要する傷病者に対するより迅速な対応を可能とするため、民間患者等搬送事業者との適切な役割分担及びトリアージ（緊急性・重症度の選別）の導入等について検討を行う。

2. 救急業務の高度化等

救命率の向上を目指して、地域の医療機関との連携等救急業務の高度化に関する取組みについて検討するとともに、AED（Automated External Defibrillator：自動体外式除細動器）を使用した応急手当等を行う救命講習の実施等を促進し、一般市民による応急手当の普及を図る。

VIII 消防防災分野における国際協力

1. 国際的消防援助体制の充実

被災国への国際消防救助隊（IRT：International Rescue Team）の派遣を積極的・効果的に行うため、国際消防救助隊セミナー等国際緊急援助活動に関する訓練・研修を実施し、部隊の充実・強化を図る。また、国際消防救助隊の救援活動をより効果的にするための方策を検討する。

2. 消防の国際協力及び国際貢献の推進

各国の消防技術の高度化のため、世界消防技術高度化事業を実施する。具体的には、アジア諸国に出向いて消防防災分野に係るセミナー等を開催し、消防防災専門家の派遣を積極的に推進する。

また、開発途上国等からの研修員の受け入れ及び防災教育・災害対策に関する教材の作成・提供等により、開発途上国等の災害対応能力の向上を図る。

さらに、消防防災分野の国際交流として、トップマネージャーセミナー（開発途上国消防行政に携わる幹部職員との交流）を実施する。